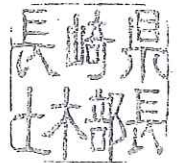


平成28年 1月22日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(一社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県工務店連合会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(一社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(一社)長崎県空調衛生設備業協会
(一社)長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県電気設備協同組合
長崎県管工事業協同組合連合会
長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

様

長崎県土木部長



平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価
の運用に係る特例措置について

長崎県土木部において下記のとおり特例措置を定めましたので、お知らせします。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、長崎県建設工事標準請負契約書（平成22年12月3日付け長崎県告示第986号）第56条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 平成28年2月1日以降に契約（議会を要する契約については、本契約日）を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 平成 28 年 1 月 31 日以前に契約を締結した工事のうち、2 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する長崎県建設工事標準請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 2 月 14 日付け 25 建企第 545 号) 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。) の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。